



こんにちは！ 企画課男女共同参画係です



毎年11月12日から25日までの2週間は



「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

最近、新聞、ニュースなどの報道で、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）で命を奪ってしまうほどにエスカレートする事件が続いている。警察庁の発表では、平成18年に、全国で年間18,000件以上の配偶者などからの暴力相談等の件数が報告されており、非常に悲しいことにDVで亡くなった女性は60名を超えています。驚きの数字ですね。大変残念ながらDVの件数は年々増加をしています。

暴力は絶対に許されるものではありません。人が人として生きる権利を奪われることになり、こんなに悔しくて残念なことはありませんね。

配偶者などからの暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性犯罪、売買春・人身取引など女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものです。暴力のない国東市、安心して生活ができる国東市をみんなで築きたいですね！

もし、あなたやあなたの親しい人が困っていたら…。下記のところへご相談ください。

夫やパートナー（恋人）からの暴力については

配偶者暴力相談支援センター

☎097-544-3900
月～金 9:00～21:00
土日祝 13:00～21:00

夫やパートナーからの暴力、ストーカー等の相談については

警察安全相談：大分県警察本部広報課

（最寄りの警察署総務課でも相談できます。）

☎097-534-4107
☎097-534-9110
月～金 9:30～18:00

職場でのセクハラや性別による差別的取扱いについては

大分労働局雇用均等室

☎097-532-4025
月～金 8:30～17:15

スクール・セクハラについては

スクール・セクハラ相談室（大分県教育庁人権・同和教育課）

※メール相談アドレス no-sekuhara@oita-ed.jp

女性の人権問題全般については

女性の人権ホットライン（大分地方法務局）

☎0570-070-810
月～金 8:30～17:15

女性が抱える様々な問題や悩みを解決するための適切な情報提供・助言は

女性総合相談（アイネス）

☎097-534-8874
月～金 9:00～16:30
(除祝日)

※今月と来月は「配偶者などからの暴力」についての内容をお届けします。